

笛吹市立小中学校指定校変更認定基準				
番号	区分	認定基準	認定期限	必要書類
1	転居	市内の他の通学区域への転居で、引き続き転居前の学校に就学を希望する場合 ＊通学上の諸問題については、すべて保護者が責任を負うことを誓約	最終学年終了まで	指定校変更申請書
2	一時転居	住宅の新築又は改築のため当該校の通学区域に一時転居するが、住宅が完成後に戻ることが確実な場合	建て替え終了まで	指定校変更申請書 建築確認書の写し又はそれを証明するもの
3	転居予定	住宅の新築、取得、借家等により学期の途中に転居が予定されているため、転居前に学期初めから就学を希望する場合	転居日まで	指定校変更申請書 建築確認書(新築) 売買契約書(取得) 入居証明書(借家) 等の写し等
4	両親共働き・ひとり親家庭	小学校に在籍している児童で、両親が共働き又はひとり親家庭で、預け先（親族等）の所在地学区内の学校へ就学を希望する場合	最終学年終了まで	指定校変更申請書 父母の勤務証明書 児童の預り書
5	希望校に兄姉が在学中	兄姉が、指定校変更の許可を受け在学しており、同学校への就学を希望する場合	最終学年終了まで	指定校変更申請書
6	調整区域	教育委員会が調整区域として指定している区域内から認定されている学校への就学を希望する場合	最終学年終了まで	指定校変更申請書
7	中学校進学	小学校卒業まで指定校変更等が認定されていて、その認定された小学校の通学区域が含まれる中学校への就学を希望する場合	最終学年終了まで	指定校変更申請書
8	教育上の配慮	身体の虚弱又は心身の障害により、指定校への就学が極めて困難な場合	必要な期間	指定校変更申請書 教育委員会が必要とする書類 (医師による証明書等)
		いじめ、不登校等により、指定校以外へ変更することで状況が改善されると判断される場合	最終学年終了まで	指定校変更申請書 教育委員会が必要とする書類
9	特殊事情	その他、指定校への就学が困難と認められる特別な事情がある場合	必要な期間	指定校変更申請書 教育委員会が必要とする書類